

2014年1月28日

各 位

本社所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目 23 番 5 号  
上場会社名 株式会社サニーサイドアップ  
代 表 者 代表取締役社長 次原 悦子  
(コード番号: 2180)  
問 合 せ 先 取 締 役 久 貝 真 次  
電 話 番 号 03-6894-3233

## 弊社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について

本日1月28日(火)、証券取引等監視委員会から、弊社社員を経由して情報を得た社外の情報受領者に、金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の発表がなされました。

弊社及び弊社社員による法令違反ではないものの、このような事態を招き勧告がなされましたこと、株主の皆様、取引先の皆様をはじめ、関係者の皆様に謹んでお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 勧告内容

証券取引等監視委員会による勧告内容では、課徴金納付命令対象者は、弊社社員を経由して、弊社の業務執行を決定する機関が平成25年6月期の経常利益及び当期純利益について、平成24年11月5日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年1月24日より前の同月22日、自己の計算において、弊社の株式合計1,000株を買付価額合計100万4,600円で買い付けたとされております。

なお、課徴金納付命令対象者が行った上記の行為は、金融商品取引法第175条第1項に規定する「第166条第1項又は第3項の規定に違反して、同条第1項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められ、金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金の額は68万円だとされております。

#### 2. 現在の対応

弊社は、具体的な事実関係の把握及び本件に係る対応方針の決定を目的とし、独立した立場にある弁護士を委員とする調査委員会を設置し、現在、独自に社内外の調査を進めている最中でございます。

#### 3. 今後の対応及び再発防止策

弊社は、本勧告及び調査委員会による調査内容を基に事実関係を正確且つ詳細に把握した上で、可及的速やかに、内部者取引防止態勢の再構築及び情報管理態勢の再整備、また、その実効性を確保し且つ弊社役職員個々の遵法意識を高めるべく、組織体制の強化と社内教育の徹底を行ってまいります。

以上

<本件に関するお問合せ先>

株式会社サニーサイドアップ グループ管理本部 広報IR部 TEL 03-6894-3233